

お客さま各位

横浜信用金庫

夜間金庫規定の改正について

夜間金庫専用入金帳手数料および解約事由を変更するので夜間金庫規定を改正いたします。

記

1. 改正日 令和 8 年 10 月 1 日（木）

2. 主な改正内容

改正後	改正前
4. 専用入金帳発行手数料 <u>この夜間金庫の預入れに使用する専用入金帳を発行したときは、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u>	(新設)
5. 利用方法 (1)この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の 専用入金票 （以下「 入金票 」という。）および通帳等とともに当金庫所定の夜間金庫バッグ（以下「バッグ」という。）に入れ、そのバッグを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入してください。	4. 利用方法 (1)この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の 入金票 および通帳等とともに当金庫所定の夜間金庫バッグ（以下「バッグ」という。）に入れ、そのバッグを施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入してください。
11. 反社会的勢力との取引拒絶 この夜間金庫は、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用をお断りするものとします。	10. 反社会的勢力との取引拒絶 この夜間金庫は、第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用をお断りするものとします。
12. 解約等 (1)この契約は、本人または、当金庫の都合によりいつでも、一時中止または、解約することができます。この場合には、投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を直ちに当金庫へ返してください。なお、投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第 9 条に準じて取扱います。 <u>(2)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様に手続きをしてください。</u> <u>①利用者が使用料を支払わなかったとき</u> <u>②利用者について相続の開始があったとき</u> <u>③店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき</u> <u>④利用者がこの規定に違反したとき</u> (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この夜間金庫の利用を停止し、または契約者に通知することにより、この夜間金庫契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。	11. 解約等 (1)この契約は、本人または、当金庫の都合によりいつでも、一時中止または、解約することができます。この場合には、投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を直ちに当金庫へ返してください。なお、投入口鍵、バッグおよびバッグ正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。 (2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この夜間金庫の利用を停止し、または契約者に通知することにより、この夜間金庫契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしてください。

改正後の規定につきましては、令和 8 年 10 月 1 日に当金庫ホームページへ掲載いたします。

以上

このまちの未来をともにつくる

